

唐津市老朽危険空き家等除却促進事業補助金について

唐津市では、安心安全のまちづくりを促進するため、老朽化し危険となった空き家等を除却する場合、その費用の一部を補助します。

○補助金の交付を申請できる方

- ・所有者または所有者の相続人で、市税等に滞納がない方
- ・営利目的ではない方
- ・所有権者が複数いる場合、除却について全員の同意が得られている方
- ・過去にこの事業を受けたことがない方

○対象となる建築物

- ・唐津市内にあるもの（戸建住宅）
- ・周辺の住環境に悪影響を与え、放置されている空き家
- ・事前調査による危険度判定の結果、基準を満たしたもの
- ・木造（一部の軽量鉄骨造も含む）の住宅
- ・併用住宅の場合は延床面積の2分の1以上が居住用であったもの
- ・土地および建物について、すべての権利が明確であり、所有権以外の権利が設定されていないもの
- ・補助を受ける目的で故意に破損させたものでないこと

○対象となる工事

- ・唐津市内の登録業者（唐津市に建設工事の競争入札参加資格登録がある）に工事を発注するもの
- ・建築物のすべてを除却する工事であること

【ご注意】

補助金の交付決定前に工事契約を締結し、または工事に着工している場合や、立退き補償やほかの事業の補助金を受けようとする工事は、この事業の対象にはなりませんのでご注意ください。

○助成金額

除却工事費用の2分の1

ただし、50万円を上限とします。

※屋内残存物（家具やごみ等）の搬出又は処分等にかかった費用は対象外です。

この事業による補助制度の利用を希望される方へ

- 空き家の管理は、所有者等自ら行うことが大原則です。
- 申請の前には、事前相談・調査が必要です。事前調査を行った場合、補助金交付対象の如何にかかわらず、行政指導の対象となる場合があります。
- 建築物の除却後は、住宅用地にかかる固定資産税の特例がなくなり、土地の固定資産税額が翌年度より増額になる場合があります。

○補助金交付の流れ

①事前相談（事前調査の申し込み）

申請しようとする空き家が事業の対象となるか判定するために、家屋等の事前調査を受ける必要があります。
まずはご相談ください。

②補助金交付の申し込み

調査の結果、事業の対象となる空き家と判定された場合のみ、補助金交付の申し込みが可能となります。
必要書類を添えて、お申し込みください。

③工事の契約・着工

提出書類を審査し、補助金交付決定を行います。決定通知を受け取るまでは、契約・着工はできませんので、ご注意ください。

④工事完了報告

除却工事の完了後、30日以内に工事代金領収書の写し等の必要書類と共に、完了報告書を提出していただきます。審査後、補助金確定を行い通知します。

⑤補助金交付請求書・補助金受領

確定通知を受けたのち、補助金請求書を提出していただきます。請求書の受領後、およそ3週間ほどで、補助金の振り込みが完了します。

唐津市老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付の流れ

